

意見書案第2号

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和 4年 9月16日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 総務文教常任委員会
委員長 岩澤 信

教職員定数改善及び義務教育費国庫負担制度堅持に係る意見書（案）

学校現場では、貧困・いじめ・不登校など解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。また、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、新たな業務も発生しています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

2021年3月の義務標準法改正により、小学校の学級編制標準は段階的に35人に引き下げられるものの、今後は、小学校に留まることなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施も必要です。加えて、きめ細かい教育を進めるためには、さらなる学級編制標準の引き下げ、少人数学級の実現が必要です。

一方、厳しい財政状況の中、独自財源により人的措置等を行っている自治体もありますが、自治体間の教育格差が生じることは大きな問題です。義務教育費国庫負担制度については、「三位一体改革」の中で2006年度に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。国の施策として定数改善に向けた財源保障をし、子どもたちが全国のどこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。豊かな子どもの学びを保障するための条件整備は不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施すること。また、さらなる少人数学級について検討すること。
- 2 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配教員の増員や少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること。
- 3 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、地方財政を確保した上で義務教育費国庫負担制度を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 4年 9月 16日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 総務大臣 文部科学大臣

意見書案第3号

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和 4年 9月16日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 取手市議会議員 須田光雄

〃 〃 根岸裕美子

〃 〃 関戸 勇

〃 〃 結城 繁

消費税インボイス制度の実施中止を求める意見書（案）

国は2023年10月からインボイス制度（適格請求書等保存方式）を実施するとして、事業者登録を進めているところです。これまで消費税制度は小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下では、納税義務を免除してきました。インボイス（適格請求書）制度は、取引金額や年月日、品目、消費税額などに加え、新たに税務署から割り振られた事業者番号を記載した請求書や領収書のことです。

インボイスを発行するためには、いかに営業収入が少なくても、課税業者となり、消費税納税の義務が発生します。課税業者にならなければ、取引から除外される可能性もあります。個人事業主やフリーランス、個人タクシー運転手、小規模農家など広範な人に負担増が強いられます。また、シルバー人材センターに登録して働く高齢者も対象となる制度です。

このため、日本商工会議所や全国中小企業団体中央会、日本税理士会連合会をはじめ様々な団体・個人から、制度の廃止や実施延期を求める声が上がっています。多くの中小零細業者は、コロナ危機の下、事業継続、雇用維持に懸命に取り組んでおり、インボイス制度への登録、経理変更準備に取りかかる状況ではありません。これ以上の負担を課すことは、コロナ禍からの経済再生を阻害することにもつながります。

現在の困難を克服し地域経済を活性化させる上で、地域に根ざす中小零細事業者の存在は不可欠です。これら業者に多大な負担を強いるインボイス制度は中止すべきです。以上の趣旨から、下記事項を求めます。

記

- 1 消費税インボイス制度の実施を中止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 4年 9月 16日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣

意見書案第4号

300万円以下の副業を雑所得とする所得税基本通達改正案の撤回を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和4年9月16日

取手市議会議長

金澤克仁殿

提出者 取手市議会議員 山野井 隆

〃 〃 細谷典男

〃 〃 関戸 勇

300万円以下の副業を雑所得とする所得税基本通達改正案の撤回を求める意見書（案）

国税庁から令和4年分の確定申告に関して、300万円以下の副業を雑所得として取り扱うこととする所得税基本通達の改正案が示されました。この改正案が正式に施行されれば、300万円以下の副業は雑所得として取り扱われ、青色申告ができなくなり、青色申告控除や本業の所得との損益通算による節税も不可能となります。

日本の平均給与所得は約430万円であり、特に女性の全世代の平均所得は約290万円台であるにもかかわらず【300万円以下は雑所得】とする根拠が理解できません。

この制度改正は、政府の働き方改革の方針である会社以外の時間の過ごし方や、キャリア形成を目指す労働者の支援に逆行する制度と言わざるを得ません。この制度は物価高騰の中、生活費や学費の捻出に副業を取り入れている家庭や、コロナ禍からの復帰を目指す個人事業者に大きな影響を与えるものです。

なおかつ令和4年分からと、経過措置もない等、コロナ給付金の回収作業とも思える酷い内容です。断じて賛成できるものではありません。また、通達の改正という方法で、国会の議論の場で審議されないような手法にも不信感を募らせるばかりです。

今後の多様な働き方改革の推進、コロナ禍からの復帰を後押しするために300万円以下を雑所得とする所得税基本通達の改正案を撤回することを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和 4年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣 財務大臣 経済産業大臣 厚生労働大臣

意見書案第5号

「国葬」の中止を求める意見書について

上記の意見書案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項の規定により提出する。

令和 4年 9月16日

取手市議会議長

金澤克仁 殿

提出者 取手市議会議員 根岸裕美子

〃 〃 遠山智恵子

「国葬」の中止を求める意見書（案）

取手市議会は、安倍晋三元首相が無法な銃撃で殺害されたことに対して、深い哀悼の意を表するとともに、暴挙に対して厳しく糾弾します。

政府は、安倍元首相の国葬を9月27日に日本武道館で行うことを閣議決定しました。

しかし、国葬の要件を定めた法規がないもとの、9月8日に、衆参両院の議院運営委員会において説明したとしていますが、十分なものとは言えず、審議も不十分なまま、約16億6千万円の国費を投じて実施しようとしています。

このことは、法治主義にも財政民主主義の原則にも違反するものです。

国民の中でも評価が大きく分かれる安倍元首相を礼賛する立場で国葬を実施することは、政治的立場・姿勢を、国家として全面的に公認・賛美することになります。

また、こうした形で国葬を行うことが、安倍元首相に対する弔意を個々の国民に対して事実上強制することにつながるものが強く懸念されます。

以上の理由により、取手市議会は、下記の事項を求めます。

記

- 1 安倍晋三元首相の「国葬」を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

令和 4年 月 日

茨城県取手市議会

【提出先】衆議院議長 参議院議長 内閣総理大臣